

「開発事業等緑化負担税(案)」に対する意見募集(パブリックコメント)の実施結果と委員会の対応

平成 26 年 (2014 年) ○月
箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会

1. パブリックコメントの概要

(1) 実施期間

平成 26 年 8 月 28 日から平成 26 年 9 月 26 日まで

(2) 結果と委員会における考え方

12 通の意見書が提出されました。提出された意見の概要を、次の 3 つに分類したうえで、それぞれについて、委員会の考え方を下記の通りお知らせします。

1. 「開発事業等緑化負担税(案)」について
2. 「開発事業等緑化負担税(案)のパブリックコメント説明資料」について
3. 1 と 2 に含まれない意見について

また、上記 1 に関して、本委員会としては「開発事業等緑化負担税(案)」を変更しないこととしました。

記

1. 「開発事業等緑化負担税(案)」について

①納税義務者・課税客体について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
8	・開発が行われる場合は、市の指導に基づいて、良い街区になるよう費用を掛けているのに、何故また高い費用を取るのでしょうか。もし今から税を取るのであれば、今まではなんだったのでしょうか。用途が、都市環境の維持に要する費用を開発業者からだけ取るのもおかしい。箕面市から指示を受けたとおり、費用を掛けて開発し綺麗な街並みができあがっているのに、工事費用が抑えられ、万一仕様等が落ち、いろんな不具合が生じると、結局市民に影響が生じ	・本税は、説明資料 3 頁のとおり、「これまで育ててきた本市の良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を活かし、継続的・反復的に行われる事業としての建設行為に対し、前述の環境の維持・保全・充実に要する費用を賄うため、建設行為を行う事業者に税負担を求めるもの」であり、そのような建設行為に担税力を見出した税であると位置づけています。市が、本税をはじめ財源を充実させることで、これまで以上に自然環境を整え、豊かな住環境であるとの評価を得ることが、市の

	<p>るかもしれない。良い街であり続けて欲しいから開発業者に負担させるのは反対です。</p>	<p>地域としての魅力を高めることにつながると考えます。</p> <p>また、説明資料3頁にあげた非課税事項以外の建設行為に関しては、すべての事業者等に負担をお願いする税として位置づけています。</p>
9-3-2	<p>・観光事業者なども良好な自然環境の恩恵を受けていますので、その中でも開発や建築といった建設行為を行う開発事業者だけを課税対象とするものの明確な説明が望まれます。</p>	
10-2	<p>・箕面市の緑を守るという点では、住宅、店舗、倉庫を建築するすべての人々から徴収するのが公平ではないでしょうか。</p>	
12-1	<p>・この負担税の導入理由のところに、「本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発業者等に対し、負担してもらう仕組み」とありますが、本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている業種は、開発業者等だけでなく、不動産業・観光業など、多岐にわたっている。その意味で、課税客体を開発業者等の「事業として行なう建設行為」に限定するのは、理由として納得していただけるか疑問です。</p>	

②非課税事項について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
1 指摘 ④	<p>・土地造成業者から、土地だけ購入し、その後購入者が自己居住用に建築した場合、非課税なら土地造成業者の課税逃れの抜け道になる可能性があります。</p> <p>本件は一部例外を除き、開発された土地に課税するもので、建築行為は例外を除き対象外であるので、この</p>	<p>・説明資料5・6頁のフロー図に示しましたように、土地造成業者が造成すれば、造成の時点で課税されますので、その土地については、課税逃れとはなりません。</p> <p>説明資料4頁にあるように、「同一の宅地において『開発行為等』と『建築物の建築等』の手続きが両方発生する場</p>

	点を整理する必要があります。	合（中略）の課税は一度とする」という課税方式を採ることとしています。
1 指摘 ⑤	・ 当市では漁業に従事し、維持管理する倉庫建設が在りうるのか、疑問です。	・ 市内には漁業組合が存在し、今後倉庫が建設される可能性もあるため、「農林漁業用倉庫」としています。

③課税標準・税率について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
7	<p>・ 「中小事業者」の小規模開発行為によって、その事業から市は多様な受益を得ており、今後も、中小事業者の責任ある開発行為については、街づくり「整備」の一環として規律ある応援（負担税を課せず）をして行くべきでしょう。</p> <p>今後の大規模開発は箕面東地区が対象であり、特に粟生・彩都の山手地区は、大手企業の独占地となっています。それゆえ、今回の負担税導入については、その課税対象者を「大規模事業者のみ」と定め、多くの負担額を徴収するものとし、大規模事業者としての自覚を持って頂くべきです。</p> <p>よって、開発事業等緑化負担税(案)については、以下のことを提案致します。</p> <p>①その規模を一団地として認めた1,000㎡以上とすること</p> <p>②その対象者は、10,000万円超の資本を持つ法人、又はそのグループであること</p> <p>③負担税は、1区画あたり10～20万円程度とすること</p>	<p>・ 説明資料1頁にある本税の目的に照らして、税率の設定にあたって、開発の規模にかかわらず敷地面積あたり定額の負担を求めることが適当と判断し、説明資料7頁のように課税標準と税率を定めました。同様に、開発事業者の資本金の規模にかかわらず同じ負担を求めることが、本税の目的に適うものと考えます。</p>

4-4 4-5	<ul style="list-style-type: none"> ・現状として宅建業者にこの税負担の体力はないと言えます。消費税増税などで一般ユーザーに転嫁出来ない分は業者が被っているのが実状です。それに加え、開発業者にこのような税を課すのは本末転倒です。業者にとっては死活問題であり、導入には反対です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省の地方財政審議会における、過去の法定外税に関する負担についての判断事例に照らして、委員会が市から諮問を受けた内容を検討した結果、説明資料 11 頁のとおり「指定容積率 200%の 100㎡の土地で建設行為を行うときの税額 5 万円は、想定される土地価格約 2,000 万円の 0.25%であり、過去の事例（東京都宿泊税）で著しく過重ではないとされている 1%以下となっている」と考えます。
10-3	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収するにしても㎡単価 250 円は負担が大きすぎるので、もっと下げるべきではないでしょうか 	

2. 「開発事業等緑化負担税(案)のパブリックコメント説明資料」について

①開発緑化負担税の導入について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
1 指摘 ①	<p>・「自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者等に対し」とありますが、(説明資料2頁左9行目)利益を得ているとは、言葉の綾とは思いますが、利益を得ているとの現在進行形の表現は、利益を得ていない事業者(赤字経営会社、または赤字経営の事業)は除外されるとの解釈が可能で、これが課税逃れの隠れ蓑になる懸念が生じます。</p> <p>従って、次のように訂正すべきと考えます。</p> <p>「住環境を生かして、開発しようとする事業者に」</p>	<p>・「利益を得ている」という文言は、「自然環境や住環境を活かして行う事業」という程度の意味であり、ご指摘のような会計ないし経営上の利益を意味しているものではありません。</p> <p>もっとも、ご指摘のように誤解を生じさせるおそれがあるため、説明資料2頁9行目については「自然環境や住環境を活かして事業を行う開発事業者等に対し」と改めます。</p>
1 指摘 ②	<p>・公共施設等整備寄附金が平成19年に廃止されたとあるが、ファンド残高経緯図では、平成19年の時点で既に基金が7千万近く取り崩されており、この傾向から今日の事態が予測されました。従って、寄附金終了の決定の経緯及び判断の反省を明記し、検証すべきと考えます。</p>	<p>・寄附金の点は、市の説明によれば、行政指導での寄附金徴収の問題点が全国的に指摘され、国等から再三適切な運用を求められており、この公共施設等整備寄附金についても、こういった全国的な大きな流れの中で廃止したものです。このことについては、ご指摘の基金残高の経過なども含めて、市として今後、検証が必要であると考えます。</p>
2-1-1	<p>・この緑化負担税の導入については賛成です。箕面のみどりを維持・保存・創出するためには、開発業者にある程度の税負担を求めることは、箕面市の姿勢として必要と考えます。</p>	<p>・同様に考えます。</p>
5-2-1	<p>・開発事業等緑化負担税の導入は、街の緑化推進の有効な財源確保手段であり、法的に問題がなければ賛同します。</p>	<p>・本税が地方税法等の諸規定に照らして法定外目的税の要件を満たすかどうかについて検討を進めてきたところであり、その要件を満たすと考えます。</p>
9-1	<p>・税の正式名称はやや固い印象なので市民などの理解と支持を得やすくす</p>	<p>・本税の目的および課税客体等を表すものとして「開発事業等緑化負担税」と</p>

	<p>るため、「開発みどり税」など適切なニックネームを設けることを提案します。</p>	<p>いう名称にしましたが、市民に理解と支持を得るという観点で、よりわかりやすい通称を設けるといご提案については、市に伝えます。</p>
9-2	<p>・現在述べられている税の導入理由だけでは単なる財源確保の課税とみられ、説得力が十分でないと思われま。今日的な意義・導入理由を加えて打ち出すことが望まれます。</p> <p>例えば、新たに次のことを加えることが考えられます。</p> <p>(1)地球温暖化防止及び防災強化</p> <p>(2)みどりへの民間活力を引き出す</p> <p>(3)みどりを通じたコミュニティを豊かにする</p> <p>(4)みどりなど都市の魅力と活力をアップさせる</p>	<p>・本税の目的は、説明資料1頁において、「本市の貴重な財産である良好な自然環境や住環境を含む都市環境を将来にわたって維持、保全し、向上させるため、必要となる施策の展開及び充実に要する費用に充てること」と説明しており、「都市環境の向上」や「施策の充実」などが今日的な意義・導入理由にあたります。本税等を財源として実施する事業が、ご指摘の政策効果を持つことは十分期待でき、今後、市が本税の理解を市民や事業者に求めるにあたり、ご指摘の事項を参考にするよう市に伝えます。</p>

②納税義務者について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
1 指摘 ③	<p>・「継続的・反復的に行われる事業としての建設行為に対し」とありますが、(説明資料3頁囲み部分1,2行目)</p> <p>当市での開発行為が全くない新規事業者は該当しないとの誤解を生じま。わざわざ記述する理由が無いばかりか、長年当市の開発に携わった事業者(特に地元業者)を締め出しかねない懸念を生みます。従って、次のように訂正すべきと思考します。</p> <p>「活かし、事業としての建設行為に対し、」</p> <p>なお、指摘①の部分では「生かし」、指摘③では「活かし」と同種の表現が異なった文字を使用しています。統</p>	<p>・納税義務者はあくまでも「建設行為を行う事業者」です。説明資料3頁の囲みの中での「継続的・反復的」という文言は、建設行為の中でも「事業」に該当するものに限定するために、確認的に付記したものであり、市内で開発行為を全く行っていない新規事業者は該当しないという意味ではありません。</p> <p>ただし、ご指摘のように、前述のような新規事業者や市外の事業者は納税義務者に該当しないと誤解される可能性がありますので、市民や事業者に説明する際には表現に配慮すべきです。</p> <p>また、ご指摘のように、「生かし」は「活かし」に統一します。</p>

	一すべきと思考します。	
4-1	・緑化負担金導入の理由として、「本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益を得ている開発事業者に対し」とあるが、事業者はそれなりの土地代金を支払い購入しています。	・ご指摘のように、説明資料 2 頁 9 行目の「利益を得ている」という表現は、誤解を生じさせるおそれがあります。そこで、「自然環境や住環境を活かして事業を行う開発事業者等に対し」と改めます。
11-1	・本市の良好な自然環境や住環境を生かして利益をあげている開発事業者に対し、みどりの保全に必要な費用を新たな市税として負担していただくことが先決だと思います。	・同様に考えます。

③課税客体・課税標準・税率について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
9-3-1	・課税客体（課税対象）としては「事業として行う建設行為」とされています。その際、事情に応じて「市の政策判断として減免する」とこととされていますが、NPO 法人などが“公益的事業”として建設行為を行うこともあり得るので、税の趣旨をより明確にするため事業一般に課税するのはなく「“営利事業（収益事業）”として行う建設行為」などと明記するのが妥当だと考えます。	・説明資料 1 頁にある本税の目的に照らせば、事業の公益性の有無や事業者の属性にかかわらず、原則として同じ負担を求めることが、本税の目的に適うものと判断しています。ただし、説明資料 7 頁の特記事項の最終項目に示したように、市としての政策判断に基づいて、減免等の措置を設けることはありうると考えます。
10-4	・かつての寄附金制度にあったように市外業者と市内業者を区別してほしいです。	

④税収の用途について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
1 指摘 ⑥	・「市の事業のうち」とありますが（説明資料 8 頁 4 行目） 本件の目的は、貴重な財産である良好な自然環境をはじめとする都市景観を将来にわたって維持、保全し、	・説明資料 13～19 頁に例示していますように、市の事業には市民のみなさまの活動に対する補助事業やみのお山麓保全ファンドへの出資を想定しています。市が支出を行う場合には、すべて

	<p>向上させるためとされています。従って、徴税者が箕面市だからといって、市の事業に限定するのは如何なものか疑問です。従って、次のように訂正すべきと思考します。</p> <p>「市の事業及び、本件目的を達成するための、」</p>	<p>「事業」と位置づけられるため、「市の事業」と記載することが適当と考えておりますが、ここでいう「市の事業」とは市が直接行う事業ばかりではありません。よって、案文のままとします。</p>
1 指摘 ⑦	<p>・本件徴税目的のひとつに、山麓保全ファンドの財源枯渇がありますが、今後の事業展開では、都市環境整備も大きな柱です。従って前記記述ならば、新たな都市環境整備が軽視される危険性も生じます。</p> <p>従って、</p> <p>「みのお山麓保全ファンドの事業」（説明資料 8 頁 5 行目）を「みのお山麓保全ファンドが支援してきた事業など」に訂正すべきと思考します。</p>	<p>・説明資料 8 頁のとおり、税收の使途（使いみち）は、「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に要するもの」であり、都市環境整備を含めているものです。また、説明資料 13～19 頁に例示していますように、市の事業には市民のみなさまの活動に対する補助事業も含まれます。併せて、みのお山麓保全ファンドへの出資を通じた事業にも活用されるものと考えています。よって、案文のままとします。</p>
1 指摘 ⑧	<p>・「※市の事業への活用、山麓保全ファンドへの出資など」（説明資料 8 頁 14, 15 行目）を「※市の事業への活用など（以下削除）」に訂正すべきと思考します。</p>	
2-1-2	<p>・専用の基金を創設、目的税として、他用途には使用しないということはまことに結構です。一般財政に組み込まれると、本来の目的に使用されない事態を招くのは必至です。</p>	<p>・説明資料 8 頁のように、税收の使途（使い方）は、新たに専用の基金を創設し、徴税に要した費用を除いた金額の全額をこの基金に積み立て、使途の透明性を確保することとしています。</p>
2-2	<p>・この緑化負担税の「想定される使途の事業例」が参考として添付されていますが、これらは、既に実施されている事業が羅列されているに過ぎません。従来の発想や施策の継続だけではなく、新たな施策の導入が必要です。今から検討を開始し、導入決定発表時には、その姿が市民や開発業者に見えるようにして欲しいで</p>	<p>・説明資料 8 頁のとおり、税收の使途（使いみち）は、現在取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に要するもの」としています。本税による増収効果を踏まえた今後の施策展開についてのご提言、ご意見については、市に伝えます。</p>

	す。	
3	・「想定される使途の事業例」の中に「ため池親水施設管理事業」が挙げられていますが、今回の税を契機にさらに拡充することが望ましく、それをあらかじめより明確にすることにより今回の税の意義がより裏付けられると考えます。	
5-3	・この税収の使途を財政面の制約からこれまで実現できていない緑化事業や、この税収がなければ中止せざるを得ない継続すべき緑化事業、新たに提案される有効な緑化事業に限定し、しかも、緑化推進に対する市民意識を向上させるためにも市民と協働で推進する事業に優先して使用されるよう配慮する必要があると考えます。	
6-2	・かつての営林署的なシステムをより高めて、常設し、その専門的従事者が林道や植栽の整備、運用にあたることとしてはどうでしょうか。	
9-4	・税の使いみちについて税の今日的意義をも考慮して、従来の使いみちに加え、“農と触れ合えるまちづくり”の展開、生きもの多様性の向上、景観や歴史文化の保全・活用、民間活動活性化のための“みどりの中間支援組織”の強化といった新たな使いみちを提案します。	
12-3	・土砂災害や風水害が増える中、手入れせず放置されている人工林などの計画的な整備が必要です。森林組合と連携しながら、50年後、100年後を見据えて、林道整備や森林の間伐・切り出しを計画的に行なっていくことを中心に、使途を考えてほし	

	いです。	
9-5	<ul style="list-style-type: none"> ・みどりの財源間の役割分担の明確化が望まれ、例えば、「一般財源」は法令や都市計画などに基づく行政としての基礎的・義務的なみどりの維持費用などの財源とし、それを超える部分や市民など民間活動の活発化などに関するみどりについて新「基金」を主にあてることなどが考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・みどり関係事業について、財源間での役割分担を行うことは、ご指摘のとおり重要です。みどり支援基金は、ふるさと納税の一部を財源として造成されるものであり、臨時的な事業費（例えば、公園・緑地の整備に伴う土地購入費など）に充当するものです。 それに対して、本税の用途（使いみち）は、説明資料の13～19頁にお示ししているような経常的な事業に充当することを想定しています。財源が充実することを通じて、ご指摘のような市民などの民間活動の活性化につながる用途の拡充が可能になると考えます。
12-4	<ul style="list-style-type: none"> ・「みどり支援基金」との使い分けを明確にしておいてほしいです。 	

3. 1と2に含まれない意見について

①箕面市の施策について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
1 指摘 ⑨	・みのお山麓ファンドの事業について、事業を統括する新たな組織を作るのかなど、不明確です。加えて、仮に基金を創設しても、用途等のチェックは誰が行うのか、明確ではありません。従って、本項については、抜本的な検討を行い、内容を明確にするまで、本件の検討を継続すべきで、検討の今後のスケジュールが大幅に遅延してもやむを得ないと考えます。	・みのお山麓ファンドのあり方については、委員会に諮問を受けた事項ではありませんので、ご意見につきましては市に伝えます。
2-3	・「まちなかのみどり」の充実のため、「緑視率」という概念を導入し、従来の緑化率型施策に加え、これを指標として「まちなかのみどり」の充実を図ることを具体的に提案します。	・「緑視率」を指標とする「まちなかのみどり支援事業」の充実につきましては、委員会に諮問を受けた事項ではありませんので、ご意見につきましては市に伝えます。
5-1	・第五次総合計画の成果が進んでいないことからこの基本構想の実現のための施策が急務と思われます。	・第五次総合計画基本構想の実現のための施策につきましては、委員会に諮問を受けた事項ではありませんので、ご意見につきましては市に伝えます。
11-2	・これ以上絶対に山を切りくずしたり、新しい箱物を作ることに税金を使わず、少しずつでも山を落葉高木に植え替えることに、力を入れていくことが先決だと思います。	・市政運営全般に関するご意見であり、委員会の諮問事項を超えますが、説明資料8頁のとおり、税収の用途（使いみち）は、現在取り組んでいる施策、今後新たに取り組む施策で「良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に要するもの」としていただきますので、本税が新たな建物の建築につながるものではありません。

②事業者への説明について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
4-2	・建設事業者、宅建業者に課そうとする税であるのに、その業者が意見を述べる場もなく検討委員会が進められ、税の負担を課すのはいかがなものでしょうか。	<p>・委員会では、諮問事項にあるように本税の導入を前提として、導入の目的の検討から始め、その具体的な制度のあり方について検討してきました。答申のとりまとめに当たり、本税の納税義務者や市民に与える影響に鑑み、市民や事業者から幅広く意見をお寄せいただき、それを委員会の検討に活かす必要から、パブリックコメントを実施しました。なお、実施にあたり、大阪府宅地建物取引業組合北摂支部及び箕面市建設業協同組合に対して、事務局からご意見のご提出をお願いしました。</p> <p>パブリックコメントに対して、市民や事業者から、多数の貴重な意見をお寄せいただいたことに感謝します。ご提出いただいた意見を十分に検討し、委員会として最終案を市に答申してまいります。</p>
10-1	・税を負担する事業者、たとえば宅建・全日等の不動産業者に負担を強いるのであれば意見を聞くのが一般的ではないでしょうか。	

③課税対象について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
5-2-2	・街の緑化推進の恩恵は新規に建設される住宅の住民のみならず既存住宅の住民にももたらされますので、既存住宅の所有者や、納税可能な市民に対しても同趣旨の課税を検討して、一層の緑化推進を図るのも一案かと思われます。	<p>・委員会は、納税義務者を「建設行為を行う事業者」とする法定外目的税である本税の具体的な制度のあり方について諮問を受けたところです。ご指摘のように幅広く納税義務者等を設定することは諮問事項を超えるものですので、いただいたご意見については市に伝えます。</p>
6-1	・納税義務者は納税可能な市民に拡大することが必要だと考えます。	
9-6	・都市環境の恩恵は広く及ぶので、多くの県で既に実施されている市民（府民）や一般事業者に対しての適度な額での「みどり税」への協力を	

	<p>求めることを、大阪府に働きかけ、あるいは箕面市として検討していくことを提案します。</p>	
12-2	<p>・今回、「開発事業等緑化負担税の導入」というように、最初から、かなり限定された課税案を検討会に出しています。「市民から広く薄く納めてめて頂くような課税方法」も含め白紙の状態から、検討委員さんに提案を出し合っていて、意見をまとめてほしかったです。</p>	

④公共施設等整備寄附金について

番号	いただいた意見(要約)	委員会の考え方
4-3	<p>・永年にわたり、大阪府下にあった開発負担金の撤廃活動をし、大阪府下全域において撤廃された経緯があることを考えるとたちごっこだと思います。</p>	<p>・委員会は、本税の導入を前提に、その具体的な制度のあり方について検討するように諮問を受けたものです。本税は、近年のみどり関係事業費の増加に対応する必要性に鑑みて、課税自主権を活用した税制であり、旧来の公共施設等整備寄附金とは性格を異にすると考えています。</p>